

松戸市教育委員会会議録

平成29年5月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 5 月定例

開 会	平成29年5月11日(木) 14時00分	閉 会	平成29年5月11日(木) 17時00分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 5 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	〃 館長補佐	山田 尚彦
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	指導課 課長	鮎川 渉
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 課長補佐	秋谷 昌子
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	〃 課長補佐	菊地 聖子
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	〃 課長補佐	東畑 宏之
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	〃 指導主事	西野 友浩
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	教育研究所 所長	山口 昌郎
8	〃 課長補佐	大西 真	28	〃 所長補佐	石井 裕子
9	〃 主査	藤中 孝一	29		
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30		
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	教育施設課 課長	鈴木 啓文	32		
13	〃 課長補佐	久保田 昭彦	33		
14	〃 課長補佐	平松 富美子	34		
15	〃 主幹	萩原 正幸	35		
16	〃 主査	内藤 秀明	36		
17	スポーツ課 課長	加藤 広之	37		
18	〃 課長補佐	小幡 健二	38		
19	〃 主事	飯島 匠	39		
20	博物館 次長	石村 栄一	40		

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件となっております。

このうち、議案第13号は個人情報にかかわる案件となります。したがいまして、議案第13号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第13号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第13号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第7号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第7号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

博物館次長 では、松戸市立博物館協議会についてですが、松戸市立博物館条例第8条第2項に基づきまして、委員10名以内で、選出区分は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから教育委員会が任命すると規定されております。

このたび学校教育関係者におきまして、本年3月末で前任者の旭町小学校校長の田中祥隆先生が定年退職をされたことに伴い、松戸市校長会から新たに推薦されました寒風台小学校校長の水嶋淳一先生を後任者として提案するものです。

委員名簿としては、参考資料として2ページ目に添付をさせていただいております。

任期は、前任者の残任期間として、本日、平成29年5月11日から平成29年9月30日までとなります。

なお、推薦いただきました水嶋先生は、現在、千葉県教育研究会松戸支会社会科教育部会の会長としてご尽力をいただいているところでございます。

以上、議案第7号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか、人事異動に伴うもので。

武田委員。

武田委員 人事異動ではないんですが、この役職の内容について、少しお話しいただければと思います。

教育長職務代理者 それは、博物館協議会の委員の役職ですよ。

武田委員 そうですね。委員さんのお仕事について。

教育長職務代理者 委員のお仕事についてということ。

博物館次長、お願いします。

博物館次長 博物館協議会なんですけど、審議内容といたしましては、おおむね年2回、基本的に博物館の事業計画と実施状況、並びに博物館事業の情報の周知、施設・設備の現状の対策とか予算状況などに関して、質疑、意見交換、評価、また要望等をお伺いして、今後の博物館事業の展開に役立てているところでございます。

以上です。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

先生の異動に伴うものということでございます。役割についてのご説明を補足していただきましたが、ほかにないようでしたらこれで採決させていただきますが、いいですか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

議案第7号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「契約の変更について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育施設課長、お願いします。

教育施設課長 それでは、説明させていただきます。

議案書3ページをお開きください。

議案第8号「契約の変更について」をご説明いたします。

本件は、平成28年松戸市議会3月定例会議案第83号をもって議決されました松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、平成29年松戸市議会3月定例会議案第81号をもって契約の変更を行っておりますが、再度、次のとおりに変更することを平成29年6月定例会市議会に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約の変更は、契約金額として、1、変更前の契約金額は47億6,164万7,758円。2、変更

後の契約金額は47億8,467万9,190円。3、変更による増額分は2,303万1,432円となるものでございます。

次に、提案理由といたしましては、事業場所及び整備対象教室の増加により空調設備の維持管理費用が新たに発生したため契約額が増額となることから、契約変更を締結するものでございます。この提案理由の内容を説明いたします。

本事業につきましては、委員ご案内のとおり、小中学校における学校教育環境の向上の一環として、民間事業者の技術やノウハウを生かし、早期の整備実現や財政負担等の縮減、平準化を図ることを目的に、東松戸小学校を除く小中学校64校、1,427の普通教室等に空調設備を整備するとともに、平成41年3月31日までの維持管理を実施する、一体的かつ長期的な事業として行われたものでございます。

これまでの整備につきましては、平成28年度の小中学校の学級編成及び教室配置に対応したものでございますが、平成29年度につきましては、平成29年4月3日現在の児童・生徒数の状況を鑑み、新たな学級編成及び教室配置がなされており、空調設備が設置されていない教室の増加、移動が生じたことに対応すべく、別発注の契約に基づき、平成29年6月30日までにPFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社が整備するものでございます。これが、先ほどお配りしました資料の表の下の括弧書きの中に明記されております。

また、主な契約変更の内容といたしましては、1点目といたしまして、本年5月下旬に契約を予定しておりますアスベスト対策工事に伴い、小学校4校15台、中学校1校7台の取り外し、再取り付け経費の増額分、2点目といたしましては、増設する11室の維持管理経費の増額分、3点目といたしましては、東松戸小学校の46室の維持管理経費の増額分、これらの増額分を合わせますと2,303万1,432円となります。

次に、4ページの議案第8号参考資料をお開きください。

1、事業名、4、契約の相手方、5、事業期間につきましては記載のとおりでございます。

2、事業場所につきましては、東松戸小学校分が加わったことにより、松戸市立中部小学校ほか63小中学校を64小中学校に変更するものでございます。

3、整備対象教室につきましては、増設分と東松戸小学校分の57室が既存の1,427室に加わり、合わせて1,484室に変更するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第8号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

さて、大きい金額です。いかがでしょうか。

武田委員から。

武田委員 5番の事業期間については多分誤植だと思いますが、平成41年までということはやっとあり得ないと思うんです。

教育長職務代理者 41。

武田委員 これでいいんですか。

教育長職務代理者 はい。

武田委員 失礼いたしました。

教育長 あるかどうかわからないけれども。

武田委員 そういう意味ですか。それはわからないですけども、失礼いたしました。

維持管理業務というところの内容がちょっとはっきりしないので、中身のほうを教えてくださいたいのと、あとアスベスト対策工事に伴う取り外し、再取り付けということで、施設の老朽化とか再整備みたいなことは何度か言われているんですが、この中学校1校、小学校4校で、アスベストの問題というのはこれで終わるのかどうかについて、お答えいただきたいです。

教育長職務代理者 2点ですか。

教育施設課長。

教育施設課長 ご質問の1点目ですが、維持管理の内容ということで、今回の維持管理、昨年度から引き続いてなんですけど、フルメンテナンス契約といたしまして、フィルター交換とかフロン法に基づく定期点検、こちらのほうが維持管理経費として含まれております。

それから、2点目のアスベスト対策というところですが、平成29年の今年度、アスベスト対策工事を行う予定になっております。平成30年度も続けてアスベスト対策工事を行う予定になっておりますので、それで一応完了する予定になっております。

武田委員 じゃ、次年度の取り外し、再取り付けで、アスベストの問題は全てなくなるという。

教育施設課長 はい。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 今の維持管理業務のところはわかりました。今、フルメンテナンスということで、フィルター交換と点検というお話がありました。それだけです。それだけです。というのは、ちょっと素人にイメージがしにくいものですから。

教育施設課長、補足をお願いします。

教育施設課長 あと、自然的に発生しました故障に対するメンテナンスですとか、そういったものも含まれております。

以上でございます。

教育長職務代理人 保守ですね。

武田委員 つまり、その都度かかるということじゃなくて、そういうことが起きたときに全部やっただけのための費用を先にお支払いするというふうに捉えればいいんですか。ありがとうございます。

教育長職務代理人 市場委員。

市場委員 東松戸小学校46台というのは、東松戸小学校につけられているもの恐らく全部ということですよ。それが東松戸小学校だけ今年度ぼんと出てきてというのは、何か。去年から使っているんだと思いますけれども、その辺の理由がよくわからないんですけれども、東松戸だけ、何でここにのってくるのかが。

教育長職務代理人 そうですね。今まで、東松戸小学校は新設なので別であるという説明だったんですかね。この契約には入っていませんということで45校で来ていたんですよね。

市場委員 去年は。去年も使っていたんですよね。

教育施設課長 ご案内のとおり、昨年度開校いたしました東松戸小学校も、やはり空調設備としてはもう稼働されているところですが、昨年度1年間は保証期間として運用されておりますので、今年度からの本稼働ということで、運用の経費も含めて上乘せしております。

以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ちょっと確認ですが、これは予定どおりのことなんですね。新設校で、別にあれは設置したので、これとは切り離して運用されるのかとも思っていたんですが、これはここに入るのはもともと予定どおりということだったんですね。予定どおりの増額といたしますか。

お願いいたします。

教育施設課長 東松戸小学校の空調設備の設置の業者なんですが、こちらの業者が今回のPFI事業の事業者と同一事業者ということもありまして、それで全体的な経費を考えた上で、そちらも含め、維持管理としたほうが最善ではないかという結論のもと、こういった形で維持管理経費を含めて、変更の契約にすべきであるということになっています。

以上でございます。

教育長職務代理人 わかりました。

今のご説明は、当初から予定されたものではなかったと。検討した上で、このほうが安くなるということですか。その最適であるというのは、どういうご判断でここに入ることになったのか、ちょっと念のため。

教育施設課長。

教育施設課長 経費的なことより維持管理としての、やはり業者の責任ですとか、それから点検ですとか、そういったことが統一されることによって、設備的な維持管理がスムーズに運ぶというような考えのもとになっております。

以上でございます。

教育長職務代理人 以上、ご説明です。

市場委員、よろしいですか。

市場委員 今の質問につけ加える形になりますけれども、必ずしも費用の問題ではないというようにお話だったと思いますけれども、例えばこのPFIのもともとの事業者を決める過程において、例えばほかの事業者の検討とかもされたということですか。

教育長職務代理人 それは東松戸小学校について。

教育施設課長。

教育施設課長 経費的なところもあるんですけども、市内小中学校を全部総括した考えのもと、業者の選択というふうな形をとっております。

教育長職務代理人 維持管理は、東松戸の話とPFIの話と、もともとは2本別だった。それで、東松戸についてのご質問だったと思うのですが、今のお答えは。

教育施設課長 東松戸の分でございます。

市場委員 先ほどの話だと、去年までの45校は、もうそれは去年、昨年度審議されて、もう決定していたと。東松戸については、新たに加わったんだというような話だったと思いますけれども、その東松戸の維持管理を今のPFI事業者に頼むという決定はどういう、なぜそこに頼んだ、なぜというか、そこに頼むという決定がなされた過程というか、例えばほかの事業者に頼むという選択肢はなかったのかと、そういう質問なんですけれども。

教育長職務代理人 PFI事業者の選定のときには、そういうそれなりの場をしつらえて、みんなが入札みたいなことをされてやっただと。それで、今度の東松戸についてはそういう過程を踏んだのかというご質問。

市場委員 当然と言えば、まとめたほうがそれはいいだろうとは思いますが、その辺、どう

いう決定が、どういう過程でなされたのかという、一応確認です。

教育施設課長 設備的なものは、確かにほかのメーカーでも可能なことはあり得るかと思えます。ただ、その設備の維持管理、平成41年3月31日まで、長期的なところのやはり業者等の責任というところも負って重要なところなのかなと思っております。また、厳しい維持管理基準のもと、PFI事業者で一括してそれを維持管理すること、保守点検することが、設備としての優先的なところというふうに考えています。それが空調設備を含めた学習環境の整備の一つであると考えております。

以上でございます。

市場委員 考え方としては合理的だと思いますけれども、一応確認させていただきました。

教育長職務代理者 考え方は繰り返しおっしゃっていることだけれども、そのプロセスですね。よく言う入札とか随意とか、そういったことがどういうふうに検討されたのか。いわゆるこれは随意ということでもいいんですか、その一部ということでもいいんですか。

教育施設課長 随意契約でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 PFI事業者の選定のところは嚴重にいろいろやったわけですよね、嚴重にというか。

教育施設課長 はい。

教育長職務代理者 それで、ここで1個追加することに関しては、合理的な判断で随意でやったと、そういう理由があるから随意でやったという説明でよろしいですか。

市場委員 はい、結構です。

教育長職務代理者 ちょっと私もそのときの記憶が、記録を見ればわかるんだと思うんですけども、この金額の中に、いわゆるハードの代金が入っているんですよね。先ほど維持管理費用が、フィルター交換と点検とおっしゃったんですけども、ハードの設置も含めて民間資金の活用をしたわけですよね。ですから、このお金というのはそれが入っていて、今回の増額分はそれの維持管理の分だという意味ですか。ちょっと金額が大きいので、私どもの感覚的に理解が進まないの、すいません。確認です。

教育施設課長 おっしゃるとおりで、今回の増額分は維持管理経費が主なところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 今回の増額である2,300万余りについては維持管理に相当するものであり、ハードの代金は入っていないということですね。

教育施設課長。

教育施設課長 ハードと申しますと、アスベスト工事に伴う取り外し、再取り付け、こちらの経費が含まれております。

以上でございます。

教育長職務代理人 要は工事の費用として、取り外して再取り付けと。であって、機械のクーラーとか空調機の設置の、その空調機の代金はもともとこの中に入っていて、13年間でこれを見ていくんだという仕組みですよ。

教育施設課長 はい。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと細かいことなんですけど、このアスベスト対策工事に伴う取り外し、再取り付けとあるんですけど、昨年度までの間に取りつけたものを、今年度アスベスト対策工事をやるために、一旦取りつけたものをすぐ取り外し、再取り付けをするということになったみたいですけども、これはもうアスベスト工事の予定との関係で、やむを得なかったものだと考えていいわけでしょうかというのが1点と、それから、その下にある維持管理業務の小学校、中学校、東松戸小学校でそれぞれ増えたところということで、57室増加の分がこれに当たるんだと思うんですけども、これは先ほど最初にご説明あったように、クラスのクラス替えとか何かの関係で、学校によっては新しく教室を使うことになったとか、あるいは変更せざるを得なくなったことによってこういうことが起こったという説明があったと思うんですけども、これは、そうすると、ハードのほうの追加にもなるんでしょうか。維持管理業務が増えるということですから、これはハードが増えるということですか、東松戸小学校を除いて。そういう理解でいいのかな。

教育施設課長 今、ご質問を2点ほどいただいた、1点目のアスベストの件ですが、当然アスベスト工事も予定されておりましたので、それを計画しながら空調設備の配置等を行ってきたところですが、アスベスト工事の詳細が明らかになった時点で、その空調の位置的なものですとか配管的なものが工事の支障になるということで、改めて移設、取り外し、再取り付けが必要になった内容になっております。

それから、もう一点目の今回の増額分については維持管理経費ということでお話しさせていただいているところですが、生徒・児童の編成の変更に伴う増設、移設分につきましては、別発注の契約に基づいて行っておりますので、こちらの今回の増額分には含まれてございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 じゃ、ハード、いわゆる機械の代金は入っていないということなんですね。

それで、それはさらに別発注があるということですね。

教育施設課長。

教育施設課長 そのとおりでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 なかなかわかりづらいですね。P F I で一本化された松戸市の取り組みは、なかなかよそでやっていないというご説明でやってきた中で、別発注分が何本かある。それから、東松戸小学校のハードも別であるという中で、総額というのはなかなかわかりにくいということに、結果なったのかなというふうには感じますが、何か補足説明ありますか。

教育施設課長。

教育施設課長 先ほどの別発注というお話の中で、来月、6月30日までのP F I 事業者、松戸S A パートナーズ株式会社が整備するというお話の中で、お手元の資料にお配りさせていただいた括弧書きのところですが、平成29年度学級編成に対する追加整備、小学校6校7台、中学校2校4台、こちらの契約金額4,629万5,280円、4月21日から6月30日までの工期の中で、追加整備することになっております。こちらが児童・生徒の変更に伴うものの内容の別発注の工事となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 そういうふうな、別立てになっていくということのようですね。

市場委員。

市場委員 今の話だと、エアコン11台で4,600万がかかるという話になりますか。それは、維持はまた別なんですよ、当然。

教育施設課長 こちらの追加整備の主なものは、増設ですが、移設分のエアコンもございまして、教室の変更に伴う移設分、小学校5校5台分もこちらの中にも含まれております。

維持管理経費につきましては、先ほどの変更契約に上乘せしております。

以上でございます。

市場委員 ですから、エアコン11台と、小学校の5台を移すと言いましたっけ、今、5台移すのに4,600万かかるという話ですか。

教育施設課長 はい。

市場委員 いや、普通のエアコンとは多分違うんだとは思いますが、それにしてもという気はしますけれども、それは妥当なんですよ。

教育長職務代理者 この1台というのは、1教室に置かれるものですね。システムで全体の室外の設備からを含めたものを1台とおっしゃっているんですか。

教育施設課長 教室に1台というような計画で行っております。

中学校は室外機も含めての設置となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 これは電気じゃないんですよ、ガスでしたっけ。そういうガスの、例えば配管とか設備とかもあるというような認識ですか。

教育施設課長。

教育施設課長 今回の中学校2校4台のうちの1校なんですけれども、第六中学校の設置は3台ほどあるんですが、そちらのほうにはガス管等の設置も含まれております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

なかなかやはり工事の全容というものが、学校によっても、あるいは建物によっても違ったりもするのかもしれませんが、ちょっとここは事細かにそれを検証し切るとは難しいと思いますので、ただ金額が、やはり感覚的に言うと、かなり1台当たりが大きいということも、議会がなかなか腑に落ちにくい原因かなというふうに思います。

この辺については、工事の専門家としての技師の方がセクションの中において確認はされているわけですよ、施設課のほうでも。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 そういった、どういう金額というか、設備の費用対効果についての検証というものが、どういうふうに行われたかだけ、ちょっとあれしていただいているんですか。あるいは、市長部局のほうの財務のほうとこういう確認をしているとか、この金額とあれの妥当性については、このような手順を踏んでいるというような補足があると、ちょっと私ども、一つ一つ聞いても恐らくわからないと思いますので。あるいは、類似の例で幾らかかっているからこうだとか、何かそこら辺を補足していただけると。金額について、これ以上ちょっとやっても難しいかなと思いますので。

教育施設課長。

教育施設課長 経費の比較で今回の分ですが、当初設置した整備費との比較は行っております。

その妥当性がとれるということで今回発注を行っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかった。当初設置の比率等は見ているということですか。

教育施設課長 はい。

教育長 なかなかわかりにくいですね。例えば、松戸はできていないんですけども、小中学校の体育館にエアコンを設置しようとする、1つ当たり、ゼロがまた増えるんです。3,000万ぐらいかかる。やっぱり、設計図から始まってとか、使うものも違いますし、配管も違いますし、家庭で私たちが家にエアコンを設置するというイメージとは全く違う工事になってしまうというところがあるので、その辺はゼロを1個ぐらい足して考えてもらわないと、というふうに思います。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 例えば、今のお話で言うと、東松戸小学校って教室がオープンじゃないですか。それとほかの学校は旧来どおりというか、きちんとクラスごとに扉で仕切られて、廊下にはあえて空調設備というものが無い学校も多いかと思うんですけども、そういう意味では、この維持管理というのが、東松戸小はほかの小学校とは違ったりするんですか。

教育長 これは私はわかりません。

教育長職務代理者 じゃ、個別の質問、お願いします。

教育施設課長 東松戸小学校は、オープンスペースもありますが、一概に東松戸小学校だけが突出して空調設備に費用がかかるということはありません。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 山形委員はよろしいですか。

山形委員 山形です。

この管理費の概算が180万円というお値段がさっきコメントであったのを聞いて、ちょっと計算をしながら、メンテナンスにも1,000万円以上かかる、そのぐらい膨大なお金がかかるんだなというのを改めて把握できたので、素人なので、金額が大きいと、これに追加になりますってほんとと言われると本当にわからなかったの、例えば1台大体どのくらい。メンテナンスに大体どれぐらいと、アスベストの取りつけにどれぐらいかかったか、その割合とかだけでも把握ができると、どのくらいかかったのかなというところで、委員として把握が

できたかなと思ったので、そういう資料がもしあったらなと思っていました。意見です。

教育長職務代理者 意見でよろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 答えられませんか。一部でも、内訳。

教育施設課長 今ちょっと手元に、ご説明できるような資料がございませんので、後ほど用意させていただきます。以上でございます。

以上でございます。

山形委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 来年度もアスベスト工事があるというお話でしたから、来年度もまたこういう取り外し、再取り付けという費用は当然かかって、多分、学校によって少しずつクラスの数というのは変わってくるんでしょうから、毎年、毎年、こういう同じようなことを繰り返すわけですね、恐らく。そうすると、総事業費というのは最終的には、もうずっと決まらない、毎年変更、変更が繰り返されていくようなものとイメージしておけばいいんですか。

教育施設課長 その年度、年度による児童数、生徒数の変更に伴う教室の移設等も確かに計算はされるかと思うんですけども、必ずしも増額分が、今回のような額になるということは、考えていないところですが、アスベスト工事もう一年ございますので、取り付け、取り外し工事、それは今回と同様な額になり得るかなとは思っております。

以上でございます。

市場委員 アスベスト工事が終わって、今後学校の新設なんかがなければ本当に数クラス、全体で松戸市内で数クラス増えたり減ったりというような形に多分なるのかなと思います。それに応じて毎年、毎年、少しずつ、じゃ、またこういう額になりました、こういう額になりますよというようなことでやっていくというイメージですか。

教育施設課長 変更に伴うということで金額の変更もございますので、そういった形の変更契約も今後想定しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 確定するのかということに関しては、確定しないというご返事ですね、つまり。それで、それは必要に応じて、必要な工事はまた出てくるということだし、例えば今回の追加整備は、これは4,629万5,280円で別発注をされるということですから、また今後も

別発注というのがあり得るということですね。そういう意味も含めて、小中学校の空調設備整備というものの総額が幾らなのかというのは、なかなか一覧的には見にくいようなことにはなるようであります。

市場委員、ここら辺は、そういう認識をせざるを得ないというところではあります。よろしいでしょうか。

市場委員 はい。

教育長職務代理人 最後をお願いなんですけれども、やはりこういう特にお金のことに関して、私たちがこれをこの場で採決して前に進めるという上で、なかなか数字の妥当性というものはわからないわけです。それで、妥当性がわからないまま進むのは、これは役割上はそれでいいんだと思うんですが、それだけに、先ほど申し上げたように、どのようなチェックを経てここに来ていますというようなことについてお示しいただいて、誰が見たのか。例えば、これを学校教育部長が見たのか、教育長が見たのか、その数字の根拠ですね。そういったことについて、そういうふうな多分過程でなくて、現場の財務のご担当の方とか、あるいは工事のご担当の方、市長部局の建築のほうもありますでしょうし、いろんな情報交換をされて進んでいると思うんですね。そこら辺を経てきているということとか、先ほど申し上げた、当初事業との比率では確認しましたとおっしゃいましたけれども、じゃ、ほかの事業との比率でどうなのか、他市との比率でどうなのかというようなことについて、比較があると非常に理解が進むと思います。すんなりいくと思います。ですので、そういったご提示の仕方をしていただいたほうが、特にこの数字、設備のことについてはありがたいかなと思います。

今後、全てを出すというのは難しいと思いますので、適切に、一般市民の方にお伝えしてわかりやすくなるようなご提示の仕方ができればいいかなと思いますので、これはお願いですので、できる限りお酌み取りください。

伊藤委員 ちょっと1点いいですか。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 せっかく空調設備の件が議題に上がっているんで、その関連でちょっとお聞きしたいと思います。これだけの多額の経費をかけて小中学校に空調設備を設けるということで、児童・生徒の教育環境を改善するという意味で、非常に画期的なことだと思うんですけれども、実際これが設置されても、学校ごとで運用というか、実際空調設備を稼働させる基準とかが違うのか。例えばどういう基準でこういう空調設備を、単に冷房だけじゃなくて、暖房

についても将来使うんだらうと思うんですけども、それがどういうふうな基準でやろうとされているのかと、それを例えば1年後ぐらいに、一度きちっと教育委員会として評価というか、どういうふうに使われて、それが教育の現場にどの程度改善効果があったのかというようなことをきちっと、これだけの多額の金額がかかっていますので、そういうことをぜひやっていただければなというふうに思います。

ちょっとその前に、そういう使用基準というのは、各教室ごとにとめたりなんかできるらしいんですけども、その一般的な基準というのは教育委員会のほうから示されておられるというふうに確か聞いた記憶はあるんですが、ちょっともう一度確認したいんでお願いできますか。

教育長職務代理者 教育施設課長。

教育施設課長 平成28年12月に、松戸市教育委員会として、松戸市立学校空調設備運用指針を策定しております。こちらの中で、空調設備の稼働について、稼働期間ですとか、それから温度設定について、夏季、冬季、このあたりを含めた指針を打ち出しております。

以上でございます。

教育長職務代理者 その中身についての質問ですね。

伊藤委員 具体的な中身でも、細かいところは別なんですけど、大体で。たしか、一度ご紹介いただいたかもしれませんが。

教育施設課長 冷房を使用できる期間といたしましては5月1日から9月30日まで、暖房を使用できる期間は11月1日から3月31日まで。夏季のエアコンにつきましては室温が28度以上となった場合に稼働できるということと、冬季は20度以下になった場合は稼働できるというような指針をうたっております。

教育長職務代理者 ごめんなさい。冬季は何とおっしゃいましたか。

教育施設課長 20度です。20度以下となった場合、20度設定で運用ということです。

教育長職務代理者 設定温度の基準が決まっていると。何度以下、何度以上というご説明ではないということですか。ちょっと先ほど説明が少し、2通りあったように思いますが。

教育施設課長 教室の温度が以下となった場合、以上になった場合には稼働できるというようなことでございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 その28度というのは、最近の新聞では、国レベルでも何か異論が出ているようなんですけども、実際、環境によって、あるいは人によってももちろん受けとめ方は違うんで、その

辺どうなんですか。少しぐらい柔軟にできるのか、それとももう厳しくその辺は温度計できちっとやって動かせないのか、その辺のところはこれからのことだろうと思うんですけども、どうでしょうか。

教育長職務代理者 教育施設課長。

教育施設課長 これはあくまでも指針ということで、それはやはりケース・バイ・ケースに沿った形で、児童・生徒の体調管理にふさわしい管理を設定していただければよろしいかなと思っております。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 生涯学習部長。

生涯学習部長 先ほど言いました28度と20度の設定は、当然、国が出している指針なんですけれども、やっぱり28度までいってなくても、湿度の関係で熱中症とかそういうのがありますので、今課長が言いましたように、その場の状況ですよね、それで対応を今後考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。特に夏場のほうですね。

以上です。

教育長職務代理者 もう既に、29度、30度という声も聞いておりますので。

学校教育部長。

学校教育部長 教育環境の観点から申しますと、換気の部分も当然考えなければいけませんので、単純に温度だけではなくて、湿度という話もありましたが、1日中その温度をずっと設定しておくのではなくて、休み時間になったら当然窓をあけてきちっと換気をいたしますので温度は当然前後しますし、子供によっては感じ方が違いますので、例えば夏場でも、上に1枚羽織っている子もいますし、冬場でも、来ている枚数が違う子もいますので、その辺はもちろんケース・バイ・ケース。ただ、できるだけよい環境で子供たちが学習に臨めるというような指針だと思っています。

以上です。

教育長職務代理者 指針というのはそういうものだという事のように。

よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。

ないようでございますので、それでは質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第9号

教育長職務代理者 次に、議案第9号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 スポーツ課です。よろしくお願いいたします。

まず、5ページをご覧ください。

議案第9号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、説明させていただきます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員の任期が平成29年5月31日をもって満了することに伴いまして、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、今回新任3名、再任7名、合計10名を委嘱するために提案するものでございます。

なお、任期につきましては、平成29年6月1日から平成31年5月31日までの2年間でございます。

委員の内訳でございますが、次の資料6ページをご覧ください。

10名の内訳なんですけれども、男性6名、女性4名でございます。

このうち新任委員につきましては、名簿の上から3番目、まず松戸商工会議所から、事務局長の入江和彦さんが選出されました。次に、その下の4番目に書いてあります松戸青年会議所から福田三紀子さんが選出されました。次に5番目、小中学校体育連盟松戸支部長の高橋政弘さんが選出されました。新任はこの3名なんですけれども、それ以外の7名につきましては再任でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第9号につきましては、ご説明、ただいまのとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょう。

伊藤委員。

伊藤委員 今回、10名の方が選ばれているんですけれども、第4条には1号から4号までありますが、4条1号のスポーツに関する学識経験のある者というカテゴリーから選ばれている方が誰もおられません。これは何か理由、それにふさわしい方がおられなかったということ

なのかもしれませんけれども、ちょっとスポーツに関する学識経験のある者というのは、そういうスポーツに関する、例えば大学の先生であるとか、そういう方がなるのかなとは思いますが、要するに経緯的にこういう方は、松戸ではどなたもこれまで選ばれたことがないのか、あるいはたまたま、今までおられたけれども、どなたもちょっと今回はいなくなったのかとか、何かこの辺のことを考慮されたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのが1点です。

それから、もう一つは、3年後のオリンピック・パラリンピックを控えて、松戸市が、松戸市出身の選手を育成というか、応援しようというような、そういう声があるとは思いますが、今回のスポーツ推進審議会のほうで、何かそういうことを念頭に置いた施策というか、あるいはこういうことをやっていきたいとか、こういうことを新たにやろうとか、何かそういうような観点からの問題提起というか、そういう取り組みをされるお考えはあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

スポーツ課長 最初のご質問の第4条第1項の件なんですけれども、今まで、スポーツに関する学識経験のある者と書いてあるんですが、そういう方は今まで該当された方はいらっしゃらないということなんです。1から4番まであるんですけれども、必ず各1から4を選びなさいということでもなく、今回たまたま今まで、そういうスポーツの学識経験者の方が委員になられなかったというような考えです。

あと、審議会の中で、オリンピック・パラリンピックに向けてというようなご質問あったと思うんですけれども、毎年、年一、二回開催されております。その中で、主にスポーツ課と保健体育課の予算、あとは事業報告とか事業計画というような会議のほうを話し合っております。これからオリンピックが近づくとつれて、スポーツ課と保健体育課だけでは決めることではないんですけれども、そういった流れの中で何か、せっかくのオリンピックなので、かかわっていけることがあればというような提案があれば、その中で話し合っ進めていきたいなと思っております。

以上です。

伊藤委員 じゃ、その問題については、ぜひそういう問題意識で取り組んでいただければと思います。

それから、最初の点ですけれども、せっかく4条の中で、そういう区分を設けておられることもあるので、別に均等である必要はないですが、どなたかお一人入るとか、そういうようなことがやっぱり本来必要なのかなという、そういう観点からこういう分野が分けられて

いるんだろうと思いますので、何かちょっとそう簡単に諦めないで、そういうスポーツに関する学識経験のある人を、なるべく1人でも選ばれるような取り組みというか、努力をぜひしていただければと思います。

まだ今回、これが最後じゃないので、これからまた2年後に向けてそういう方を捜し始めるとかというようなことをぜひしていただければと思います。

教育長職務代理者 ご意見として、教育長、何か。

教育長 藤原さんは、以前、大学教授でしたよね。だから、かなりもう年数が長いので、もう実は退任されたんですけれども、この任期の間に大学にいらっしゃったことはありますよね。

教育長職務代理者 退任というのは、その大学のほうはもう……

教育長 何かかわられたように聞いているんですけれども、今は多分、だからないと思います。でも、この9期の間の、9期目というか、これまでの間に教授だった時代はあると思います。

伊藤委員 じゃ、当初この方は、4条1号に区分されていたかもしれないということですね。

教育長 多分そうだと思います。

教育長職務代理者 こういう条例のつくり方からして、そういう分野を網羅したほうがいいだろうというつくりだろうから、そこはそうあろうと努力をされるべきではないかというご意見でしたので、そこはですね。

2点目のほうも、そういう方向性をぜひ検討してもらいたいというご意見として、お持ち帰りいただくと。

市場委員。

市場委員 スポーツ推進審議会の内容について、簡単に今お話がありましたけれども、何かもうちょっと。推進審議会と言われると、もう少しスポーツを推進する政策的な提案とかをするようなイメージを持ったんですが、そういうことは実際には余りされていないということなのか、もう少し活動の内容を教えてほしいんですけれども。

スポーツ課長 例えば、通常であれば、毎年、保健体育課とスポーツ課の予算をこういうふうな予算ですとか、政策期で新しくこういう事業を進めますというようなお話というか、打ち合わせ会議をしているところなんですけれども、例えば法律が、スポーツ振興法が変わったとか、そういう大きい何か法律の改正があったときは、そういう方向の話を予算事業報告以外にはやっています。

内容として、新しい事業について主にはお話はしているんですけれども、今委員のおっしゃるような中身のお話というのは、実際は特にされていないということなんですけれども、

通常の毎年の予算をこう使います、事業はこういうのをやっていますという報告と、その年の年度の方向性というような会議をしているということです。

市場委員 この教育委員会会議も、なかなか我々から新しい提案をするというのは実際には難しいことではある。行政に対して、民間の人が提案をするというのは難しいことだなと思いつながらやっているんですけども、だから推進会議のほうも、こちらも同様と言えども同様かもしれないが、なるべく会議に出る側も、会議を主催される教育委員会の側にも実りあるような運営をしていただければと思っております。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 今、教えていただいた中で、年度内の方向性などとおっしゃったんですけども、それと今市場委員がおっしゃった具体的な内容を何かというのは違うんですか。何か一緒なのかと思って思ったんですけども。

教育長職務代理者 今のご質問は、方向性についても議論しているというご説明が最初あったようだけれども、市場委員のそういうこれからのに向けた具体的な提言等の意見交換がないのかについては、ちょっとそこまでは余りできていないという、そこら辺が、最初の説明ではあるように聞こえたけれども、どうかという質問だと思います。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 すいません、説明のほうがちよっとうまくできなかったんですけども、その年度の事業の方向性という言い方もそうなんですけれども、事業計画ですね、1年間のスポーツ課と保健体育課の予算が決まっていますので、その事業をこういうのを1年間計画していますという、その計画に対する、方向性という言葉を使ってしまったんですけども、それを会議の中でお話をしています。事業計画、1年間の。

武田委員 予算割ということですか。

スポーツ課長 事業計画にそれぞれ予算がついていますので、全体でこの予算の中で、こういう事業を1年間展開していきますよという、そういう議題でお話をしています。

武田委員 新たなことをどうのという話ではなくて、決まっていることに対して、それが妥当かどうかとか、きちんと行えるかどうか内容等を審議すると思っただけですか。

スポーツ課長 そうですね。1年間に2回、今開かれているんですけども、その1回目というのが1年間の事業報告ですね。去年こういうのをやりました、次の年はこういうのを計画していますというようなお話し合いになるというイメージを持ってもらえればいいと思うんで

すけれども。その中に新しい事業が入っている場合もありますし、昨年と同じ事業の場合もありますので、そこは一概に、そこで必ず新しい事業をみんなで話し合っただけで決めているということではないです。

武田委員 あくまでも提案は、こちらの市のほうからであって、その内容を審議していただくと思っただけということですね。

スポーツ課長 はい。ただ、これからまた、先ほどお話あったオリンピック・パラリンピックも近づいていますので、これからの例えば審議会の中では、そういった新しい、来年どうこうじゃないですけれども、何年かかけて、そういうのも議題に上がってくる可能性はあると思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

総じてスポーツ推進審議会の役割として、その推進するための具体的なとか建設的な提言を、この委員の方々がしている、あるいはそれを推進するという役割が期待されているのではないかと周りからは見えています。ところが、今のご説明だと、やはり行政説明と、その施策についてご意見をいただきながら、よいものにしていくという場になっているというところに少し段差があって、もっとそういう具体的な提言をもらうような運営を事務方としてしていただきたいというのが、今何回か出ている中でのご意見のようです。

そういう参加された方の意見を、前向きな意見、今すぐできなくても、推進につながるような意見を引き出すような運営を望まれているということに関しては、スポーツ課長、いかがですか。少し何かご検討いただけることはありますか。

スポーツ課長 例えば、今のお話に関連するかもしれないんですけれども、スポーツ振興基金、今これからオリンピック・パラリンピックに使うというときも、その用途については、使い方については、この審議会の中でいろいろ議論して、こういうのに使ったらどうだというようなお話し合いもありましたので、今後そういった建設的な意見ですとか前向きな考えというのはどんどん取り入れていきながら、議論をしていきたいと思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

委員の方で、松戸市教育委員会が選んだ、権威のある方たちが選ばれていらっしゃると思うんですが、先ほど伊藤委員が言ったように、スポーツに関する学識経験者というようなこ

とで、スポーツを実際に、この選ばれた方もスポーツをされている方が多いと思うんですけども、現役というか、現状スポーツの現場で活動しているような存在の人が委員として中に入っているのもいいんじゃないのかなというのを、私自身、この教育委員会の場に立たせていただいているのも、教育を受けている子供の保護者としての、何か当事者みたいな部分もあったりするので、そういうような方が今後入るのもよいのかなと感じた意見です。

教育長職務代理者 伊藤委員と同じ、あるいはそういう現場にいる方をというご意見でございました。

これはちなみに、委員の人数というのはどういう決まりになっているんですか。任期はもうこれは決まって、あれですけども。

スポーツ課長 定数の決まりは、第3条によりまして、審議会は委員10人以内で組織するということで、今回10名でやらせていただいております。

教育長職務代理者 そうですね。ですから、増やすという余地はないということですね。今後の2年後のこと、あるいは運用の中で、いろいろと今いただいたご意見を生かしていただければというふうに思います。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第10号

教育長職務代理者 次に、議案第10号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育研究所長。

教育研究所長 教育研究所長です。

議案第10号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例第4条に規定されている委員の任期満了に伴い、2年ごとの委嘱替えの時期に当たるため、新たに委員の委嘱をお諮りするものでございます。

8ページに委員の一覧がございます。

1号委員、教育委員会事務局職員については、石井理恵子学務課長補佐が新任。

2号委員、特別支援学級設置校の校長、副校長または教頭については、松本尚子上本郷第二小学校教頭が新任でございます。

3号委員、特別支援学級を担当する者については3人ともに新任で、知的、言語、自閉症・情緒学級の担任・担当となっております。

4号委員、医師については、辰巳憲委員、花岡繁委員、渡辺繁委員ともに再任でございます。

5号委員、学識経験を有する者については、塚田ゆかり県立つくし特別支援学校校長、伊藤俊和県立松戸特別支援学校校長に。

6号委員、児童福祉施設職員として原田友子松戸市こども発達センター通園施設長に新たにお願ひするものでございます。

任期は、平成29年6月7日から平成31年6月6日までの2年間でございます。

以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今ご説明の中で、下から2段目、福永委員さんも1期目ですか。

教育研究所長 すいません、2期目でした。表が間違いです。申しわけありません。

教育長職務代理者 資料のほうが、これが2期目ですか。

それでは、議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 7ページの「条例の第4条の規定により」とありますけれども、これは「条例の3条の規定により」ということじゃないですか。

教育長職務代理者 条文数については確認できますか。

お願いいたします。

教育研究所長 その参考資料にありますように、第4条で任期が2年となっていますので、その2年が終わったので新たに委嘱し直すという、そういう意味でございます。

伊藤委員 しかし、4条は任期の規定なので、名前を示すのは3条じゃないんでしょうか。

教育研究所長 委嘱に関しては3条です。すいません、任期のことで4条と申し上げてしまいました。

教育長職務代理者 じゃ、これは3条に訂正ということでよろしいですか。

教育研究所長 はい、3条でお願いします。

教育長職務代理者 じゃ、資料7ページの「第4条」を「第3条」に。

企画課長、いいですか。これは確認する必要はないですね。もし議論の間に何かあれば、またご指摘ください。

ほかに何か、それではご質問。

武田委員。

武田委員 その後に参考資料をつけていただいて、特別支援に関することですので非常に、大変なことをお願いしているんだなと思っております。その中で、第8条のところにあります、委員会の専門事項を調査するため調査員を置くというのは、例えばどんなことで、どんな方をお願いしているという中身についてお知らせいただきたいんですが。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 就学相談の流れの中で、一番最初に保護者のほうから相談を受け付けまして、その受理面談をした後、カウンセラーと相談を開始していきます。その中で発達検査をし、実際に特別支援学級などの見学、体験をした後に、教育支援委員会にかけられます。その際、特別支援学級が適当なのか、特別支援学校が適当なのか、経過観察という結論が出る場合があります。その際に、この調査員に依頼をして、実際の生活ぶり等を観察していただいて、どちらのほうよりその子にとっていいのかということを判断してもらうために調査員を置いています。

実際には、小学校の特別支援学級の担任が2名、それから特別支援学校の職員で3名、計5名に依頼をしています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 特別支援の就学相談について簡単に流れを説明していただきましたけれども、まず

は保護者の方から相談があった上で始まることでしたっけ。昔も聞いたような気がしますけれども。

教育研究所長 そのとおりで、保護者のほうから、まず相談があるというのがスタートになります。それで、就学時健診といって学校に入る前に健診を行うときに、こういう資料を親には配布して、子供の発達のところ、お子さんに課題を感じているようなお子さんについては、こういう窓口がありますよとか、こういう施設がありますよということをお知らせして、それで相談を受ける機会をつくるという形でスタートしています。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 就学時健診というのは、どのタイミングであれされますか。ちょっとすいません、教えていただければ。市場委員のほうをご存じなんでしょうか。

教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 担当が違うので、正確なあれはわかりませんが、入学前に、新年度の10月からですね。

市場委員 10月、11月ぐらいだと思います。

教育研究所長 その時期に、来年度就学する子供たちの就学時の健診を行うということをやっております。それでその後、入学通知書が送られるという、そういう形で入学先が決まっていくということになります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ご質問等。

山形委員。

山形委員 山形です。

今の流れで、追加で質問なんですけれども、今のは入学のときに、お子さんの問題があるかも、発達のこと、課題がある子かもしれないとわかって、この流れで支援委員会が開かれるという形なんですけれども、例えば、保護者の方が入学して、就学がもうスタートしてしまっただ後に問題を感じてご相談を受けたというときは、その都度この委員会は集まって、この全員が集まるという形でなく、何名かが集まってという形でしょうか。教えてください。

教育研究所長 年に10回予定してありまして、全員が集まる予定で進めています。入学だけではなくて、学年の途中で課題を感じた場合には、途中で相談をしながら教育支援委員会にかけるという形もあります。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 よろしいですか、山形委員。

山形委員 はい。

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

市場委員。

市場委員 その会議というのは、実際にはケースの検討会議みたいなものが行われて、委員の合議で結論が出る、そういうことをイメージすればよろしいですか。

教育研究所長 はい、そうです。

山形委員 もう一点、質問いいですか。

私が子供を入学させたときは、6年前なんですけれども、このお手紙は入っていなかったような記憶なのですが、就学時健診。ごめんなさい、私の記憶違いかもしれないので、こういう取り組みが始まったのはいつぐらいからなのか教えていただけますか。

文科省で勉強会に行っていたときに、発達の問題の課題が急増しているのが、平成17年ぐらいから急増しているというデータを見て、本当に衝撃を受けたんですね。実際に子育て支援の現場でも、課題のあるお子さんが増えているのと、保護者の方が本当に悩んでいらっしゃる方が多く、下のお子さんが広場に来て相談に乗っている中で、実は小学生のお子さんの相談も、私も発達の勉強をしているので受けることがありまして、いつごろからこの取り組みが始まったのか知りたかったのでお願いします。

教育長職務代理人 今の広場というのは、おやこDE広場。

山形委員 おやこDE広場です。

教育研究所長 パンフレット自体は、これは最近のデザインなので全く印象がないのは仕方がないと思うんですけれども、取り組み自体は平成19年度ぐらいからやっております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

今回、委員の委嘱ということでございまして、1期目の方が8、教育現場の方の異動もありましょうし、いろいろな絡みで新しい方も入る。特にお医者様は、もう何期目かになっていらっしゃるという方もおられるということで、教育支援の現場での年10回の役割を、非常に重い役割を果たされているということでございます。またこの方々に委嘱するという議案でございます。

よろしいでしょうか。

7ページは、教育企画課長、これはいいですね。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 じゃ、訂正のとおり第3条ということで確認させていただきます。

それでは、そのほかにないようございませぬので、議案第10号につきましては質疑及び討論を終結とさせていただきます。

これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませぬでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 議案第11号「松戸市学校教育教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。

ここ数年前から、また数年前までは、教員の世代交代の時期であり、現在、55歳以上の教員、小学校で約25%、中学校で約30%おります。このことは、同時に、今後新規採用者が増加することを示しております。つまり、数年後には教員の年齢構成の形が今とは全く異なるものになってます。現場の平均年齢はぐっと下がり、どの学校も若い先生であふれるという状況になってまいります。

松戸市教科指導員は、松戸市の学習指導のリーダーであり牽引者であります。市教委が主催する計画訪問等におきまして授業を参観し、指導をいたします。近い将来、教科指導員の中でもリーダーとなれる人材を、今、ベテラン層がいる間に育てようというのが、今回の規則の一部を改正する理由の根底にございます。

具体的には、教科指導員の人数を今年度は増員の予定でございます。しかし、このような措置の必要性は、今後も教員の年齢構成や人材育成の状況によって随時変わっていくことが予想されますので、第3条にうたわれている定数の廃止を提案させていただきます。

もう一つの廃止の理由としまして、平成25年度まで教科指導員に支払われていました報償

費が、平成26年度からなくなったことも挙げられます。現在は出張扱いであり、交通費も県費より支払われております。ちなみに、千葉県が実施している教科指導員制度も無償であります。

以上の理由から、第3条の定数の廃止を提案をさせていただきます。

また、文言の整理としまして、以前使われていました「教科及び領域」という言葉は、現在、文部科学省の刊行物において使用されておらず、全て「教科等」という言葉になっております。この機会に、あわせてこの文言の変更も提案をさせていただくものであります。

以上、議案第11号についての説明を終わります。

教育長職務代理者 議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今のご説明の教科及び領域という言葉が、文科省のほうでももう使われていないということで、単にそれに合わせるということのようなんですけれども、もともと教科及び領域といった場合の「領域」というのはどういうことを意味していたものなのか。実態が変わり、そもそも領域というものがなくなったのか、それとも単なる言葉の問題なのかというのがちょっとわかりにくいんですけれども、教えていただければ。

指導課長 領域という、総合的な学習の時間ですとか特別活動の時間というような形のものを領域。

伊藤委員 教科で教えるもの以外の特別活動とか、そういったものを領域と呼んでいた。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 そうすると、それが変わったのか、「等」という中に含まれて実質的には変わっていないのかというご質問だと思います。「等」がついたんですね、教科等になったんですね、今度は。

指導課長 道徳、特活を、以下、各教科等と言うというふうになっています。

伊藤委員 ちょっとすいません、聞こえなかったんですけれども。

指導課長 道徳、特活、総合的な学習の時間、特別活動を各教科等と言うというふうになっています。

伊藤委員 そういうのを領域と。

指導課長 以前の領域ですね。

伊藤委員 以前は呼んでいて。

教育長職務代理者 それで、教科等となったのは、それが変わったのか、単なる言葉……

指導課長 言葉が変わっただけです。

教育長職務代理者 言葉遣いが変わったということですか。

指導課長 はい。

伊藤委員 もうそういうものを領域とは呼ばなくなったという。

指導課長 そういうふうに使わなくなったということでございます。

教育長職務代理者 ワンセットで教科及び領域というふうに使っていたのが、そうじゃなくて、教科等とまとめるようになったということですね。

指導課長 そういうことでございます。

教育長職務代理者 領域というのはまだあるわけですよ。今、科目に変わっていく道徳なんかもありますけれども。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 言葉として領域という言葉は使っていない。

教育長 使っていない。例えば、領域の中の総合的な学習の時間とかは言いません。総合的な学習の時間という形です。

教育長職務代理者 領域という言葉も、こういう教育の中では余りもう、余りというか、使わなくなった、そういう定義づけがなくなった。なので、教科等と言っているということですか。

伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 じゃ、関連するいろんな規則にも、もう領域という言葉はここだけ残っていたと、もうほかにはないと考えていいわけですか。それとも、よく見るとまだ残っているかもしれない。

指導課長 もう一回、精査させていただきます。

伊藤委員 やがてなくしていくということですね。わかりました。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

説明で、すぐく教育教科指導員さんが、50名ではなく定員を増やしていくことがメリットがあるということはとてもよくわかったのですが、逆にデメリットなことというのはあるん

でしょうか。きっとメリットしかないと思うから、こうなったと思うんですけれども。

教育長職務代理者 お金は県費で出る手当があるので、人数がふえても財政的なデメリットというのはないというのは先ほどあったように思いますが、それ以外の分野で何かないのかというご質問だと思います。

指導課長、お願いします。

指導課長 デメリットでございますよね。デメリットとしてはそんなないと思うんですが、ただ、各学校から指定される教科指導員の数が多くなりますので、学校としては一遍に大勢が出てしまうと、当然、学校の運営に影響が出てまいりますので、それは起こらないように、当然私たちのほうで工夫をさせていただきますので、そんな特に大きなデメリットというのはないと考えております。

山形委員 ありがとうございます。

授業参観に先日行きて、若い先生が増えているなど思いました。とても素敵な授業をしていただいている、すごく感動したんですね。とてもうれしかったので、若い先生たちにもたくさん実力をつけていただけると、本当にありがたいと思うので、この教科指導員さんが出ることをとても期待しておりますので、よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 基本的な質問ですけれども、教科指導員というのはそもそも、今現役で働いている先生の中で、特にその教科を教えることがうまいと、教育委員会が判断した人を指名していく、そういう制度だと思っていいですか。

指導課長 そのとおりでございます。

市場委員 その人たちは、自分の学校の授業も受け持つし、学校訪問のときに、あなたはこの学校の学校訪問のときにその学校に行って、授業を見学して、適切にアドバイスをしてください、そういう任務も負うという話ですね。

指導課長 はい、そうでございます。

市場委員 ありがとうございます。

先ほど、退職される方が多くなるという話が出ましたけれども、例えば退職された方が再任用みたいな形で実際に働いている方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方も、こういう指導員として働くことはあり得るということでよろしいですか。

指導課長 ございます。実際に何人か、昨年度もご依頼申し上げております。

教育長職務代理者 実際に学校訪問に同行させていただきますと、やはり非常にベテランの先

生の懐の深さというか、教えるというのは本当に技術だなと感心させられることもあります。そういった経験を伝承するという事なんだと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

武田委員。

武田委員 英語の授業の変化するのに対して、松戸市が大西さんでしたっけ、教授を招いて英語科の先生とか、小学校でやらなければいけないような英語に対しての取り組みをされているのはすごく素晴らしいんですけども、それもこういうものの一環だと思うんですが、外部的なものの知識を入れていくということとこれは、別に考えたほうがいいんですか。

教育長職務代理者 大西教授とこれとは別ですよ。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 別だけれども、同じ方向を向いたお話かなということで、その外部の方の力を使う、活用していくということについてはあるのかどうかというご質問で整理しましょう。

指導課長、お願いします。

指導課長 研修としては当然ございますが、授業を見ていただいて、その授業に対して直接教科指導員と同じような指導をしていただくという場面はないんですけども。研修会として呼び出して、お話をいただいたりというのは当然ございます。

教育長 苦肉の策と言えば苦肉の策なので。要するに、今の大西先生にしても、外部の方を研修としてということについてはお金も時間もかかります。けれども、もうそれ以上に、人材を何とか早く育成しなければいけないというのは、もう本当に喫緊の課題ですので、実質人数は倍以上にさせてもらったんですけども、できれば、ベテランの方と若手の有能な人とペアにして、2人で授業を見てもらって、指導だけではなくて指導員ご自身の能力の育成にも、何かプラスにならないかなという。いろんな、ちょっと欲張りな設定で教科指導員というものを見直していきたいというふうに思っていますということです。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 次に、議案第12号「平成30年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 議案第12号「平成30年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

今年度は、平成30年度から使用される特別の教科である道徳の小学校教科用図書の新たな採択年度となります。本年度はもともとは義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、小学校及び中学校の教科用図書は4年間同一の教科用図書を採択することとなっているため、平成30年度は新たな採択はありませんでした。

しかし、平成27年3月の学校教育法施行規則の一部を改正する政令により、平成30年度から小学校におきまして道徳が教科となることから、特別の教科である道徳の小学校用教科図書の新たな採択年度となりました。

また、学校教育法は附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。

以上を踏まえまして、平成30年度使用の教科用図書の採択を実施するために、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について、承認いただくものでございます。

16ページをごらんください。

目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が平成30年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することでございます。

続きまして、2番、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある市との協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものとします。

3つ目、協議会規約の遵守でございますが、協議会規約につきましては18ページ、19ページに記載のとおりでございます。

なお、平成30年度の協議会事務局は野田市になります。

4番目の協議会の委員につきましては記載のとおりでございます。

5番目、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものといたします。

6番目、採択図書の決定につきまして、協議会が種目ごとに選定した教科用図書につきましては、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7番目、情報の開示につきましては記載のとおりでございます。

以上、平成30年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について承認を求めます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまの説明のとおりですが、17ページは、これは方針の一部ではないということですか。今回の議論の対象でしょうか、参考資料でしょうか。

指導課長。

指導課長 松戸市の教科用図書選定の基本的な観点につきまして、内容として7項目、それから組織・配列で3項目、表現について2項目、造本について2項目というふうになっております。

教育長職務代理者 これは方針の一部ではない。

指導課長 方針の一部でございます。

教育長職務代理者 一部ですか。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 そうですか。そうすると、16ページと17ページがその内容ということでしょうか。あとは規約を参考に見ていただくということでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員。

市場委員 基本的な観点のことについて、まず、これは松戸市のというふうになっていますけれども、ただ、東葛西部地区で同一の教科書を扱うことになっていると思いますが、ほかの地区との整合性はあるものなのでしょうか、松戸独自のものなのでしょうか。

教育長職務代理者 西部採択地区の野田、流山との整合性ということですね。

市場委員 はい、そうです。

指導課長 内容の一番上に「松戸市の」と入っていますので、そこだけ違うだけでございます。

教育長職務代理者 同じ観点で見ていくということですね。

市場委員 選ぶということですか。

じゃ、もう一点いいですか。以前の教科書選定のときも、地域性への適合というのは実際にとれるのだろうかというような話が出たことがあると記憶していますが、あえてこれは入れておくべきものなんでしょうか。

教育長職務代理者 ごめんなさい、どこですか。

市場委員 内容の（４）地域性への適合という欄があるんですけども、以前のほかの教科書の採択のときにも、こういうことって実際できるものかなみたいな話がここで出たことがある気がしましたが、これをやはり残しておくべきものと考えておられるんでしょうか。

教育長職務代理者 地域性への適合とって、その地域性がなかなか教科書ごとにあらわれるというのは難しいのではないかと。しかし、こういう観点は残してある。これについていかがかということですか。

指導課長、お願いします。

指導課長 千葉県の内容について、特に特筆されたものがあるものもございまして、そういう観点からいくと、残しておいたほうが……

市場委員 教科によっては、やはり重要ということですね。

指導課長 はい。

市場委員 それだったら、はい、わかりました。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

この議案につきましては、これの後、また西部採択地区での決定といいますか、検討を経て、8月の教育委員会会議で今度はその選定、最終的に松戸市として採択を決定して、それをまた西部採択地区でみんなを確認するという作業になり、9月に公表という流れになっていく一連の流れかと思えます。

この時点で何か確認をしておきたいこと、ありましたら。

その観点につきまして、特に例年と変わったということではないですね。なかなか年ごとに工夫して変えていくような部分では、確かにないかと思えます。そんな中で、昨今のいろいろな皆様の感想というか意見があれば。

よろしいですか。

それでは、ほかにご質問、ご意見ないようございまして、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第13号

教育長職務代理者 次に、議案第13号を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第13号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課指導主事、以上でございます。その他の方は退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第14号につきましては、原案どおり決定しましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何か報告ありますでしょうか。

委員の皆さん、何かございませんでしょうか。

じゃ、私から1点。先般、総合教育会議が出席3名でしたので、また議事録等を読んでいただいて。校正は出ないのね、いないから。そのうち、出た後でまた見てください。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 お疲れさまでした。

事務局から、次回の教育委員会会議の日程についてお願いします。

教育企画課長 平成29年6月定例会でございますが、平成29年6月8日木曜日、午後2時から
ということでしょうか。

教育長 平成29年6月定例会、29年6月8日木曜日、午後2時、場所はこちら5階会議室とい
うことでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、もう一度確認します。

平成29年6月定例教育委員会会議は、平成29年6月8日の木曜日、午後2時より、教育委
員会5階会議室において開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員

平成29年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年5月11日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成29年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第7号

松戸市立博物館協議会委員の任命について (博物館)

② 議案第8号

契約の変更について (教育施設課)

③ 議案第9号

松戸市スポーツ推進審議会委員の
委嘱について (スポーツ課)

④ 議案第10号

松戸市教育支援委員会委員の委嘱について (教育研究所)

⑤ 議案第11号

松戸市学校教育教科指導員設置に関する
規則の一部を改正する規則の制定について (指導課)

⑥ 議案第12号

平成30年度に使用する松戸市教科用図書の
採択に関する方針について (指導課)

⑦ 議案第13号

審査請求にかかる松戸市情報公開審査会
への諮問について (指導課)

(2) その他